目

次

号外第 121 号

選挙長告示 る有権者数

衆議院小選挙区選出議員選挙の島根県第一区における候補者の届出

衆議院小選挙区選出議員選挙の島根県第二区における候補者の届出

選 挙 管 理 委 員 公告示

島根県選挙管理委員会告示第九十号

島

七十六条第一項、 場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得 する選挙権を有する者の総数の五十分の一又は三分の一の数 (その総数が四十万を超える た数とを合算して得た数) は次のとおりである 行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号) 第八条第一項に規定 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第七十四条第一項、 第八十条第一項、 第八十一条第一項、 第八十六条第一項並びに地方教育 第七十五条第一項、 第

平成十五年十月二十八日

平成15年10月28日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

総数の五十分の一の数 地方自治法第七十四条第一 項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の 一二、一八四

地方自治法第七十六条第 項 第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による

(1)

平成十五年十月二十八日 号外第一二一号

(火曜日)

Ξ

て得た数) その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算し 選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (その総数が四十万を超える場合にあつては、 六八、一九六

乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数; 三分の一の数 (その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を 地方自治法第八十条第一項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の

八束第一選挙区 六 六八四

八束第二選挙区

八束第三選挙区

仁多選挙区

四

Ύ

Ę

八四 六一六 五二六 00六 四

二五六

赶

五八

四

能義選挙区

大原選挙区

飯石選挙区

= \equiv

簸川第二選挙区 簸川第一選挙区

 \equiv

ţ

二六八

四

ţ

簸川第三選挙区

邇摩選挙区

邑智選挙区

那賀選挙区

鹿足選挙区

松江選挙区

三九

五 七九五 九三七 O O 八 九三 五〇四 四四五 九四九

六 四 ゼ

=

九〇三

四

ţ

八七七

_0五

-七 -四八〇 一二、二八五

隠岐選挙区

浜田選挙区

出雲選挙区

益田・美濃選挙区

安来選挙区

大田選挙区

平田選挙区 **江津選挙区**

平成15年10月28日		島	根	県	報		号	外第 121 号 (2)
候補者として次のとおり届出があった。 平成十五年十一月九日行う衆議院小選挙区選出議員選挙につき、島根県第二区において、衆議院小選挙区選出議員選挙島根県第二区選挙長告示第一号	である。 「候補者届出政党の名称」 欄は、(備考)	3	2	1	届出番号	衆議院小選挙区選出議員選挙島根県第一区選挙長告示第一号		八分の一を 六分の一を
		十八日平成十五年十月二	十八日平成十五年十月二	十八日平成十五年十月二	届出年月日		選挙	六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算工者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による
小選挙区選出議員選挙た。	2係る候補者については政党届出に係る候補も	民主党	日本共産党	自由民主党	の名称候補者届出政党	第一区選挙長告示第	長告示	だ三分の一を乗じては数が四十万を超えるは関する法律第八条第
手につき、島根県第二区に一号	本人届出又は推薦届出に係る候補者については括弧内にその旨を記載したもの届出政党の名称」欄は、政党届出に係る候補者については当該候補者届出政党	はまぐち和久	上が代よしお	細 E	候 補 者 氏 名	号		一六八、一九六六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)者の総数の三分の一の数 (その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する
に い て、 	したもの たもの 	島 根	島 根	島根	本			九数す六にる
衆議院小選挙区選出議員選挙島根県第二区選挙長平成十五年十月二十八日		中村コーポ七〇六 島根県松江市大正町四八七番地二二	基地	県 島根県松江市堂形町七三八番地二	籍 住 所			衆議院小選挙区選出議員選挙島根県第一区選挙長平成十五年十月二十八日(「「「「」」」である。とおり届出があった。「「」」のとおり届出があった。「「」」では、「「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、
		十四日田二年十月	二十四日	日昭和十九年四月五	生年月日			
	廣 江 昭 夫	政 党 役 員	政 党 役 員	内閣官房副長官	職業			津田和美島根県第一区において、

(3) 平成15年10月28日	島根	県	報	号外第 121 号		
	である。 (備考)	4	3	2	1	届出番号
	8る。 石称を、本人届出又は推薦届出に係る候補者については括弧内にその旨を記載したもの「候補者届出政党の名称」欄は、政党届出に係る候補者については当該候補者届出政党開考)	十八日平成十五年十月二	十八日	十八日平成十五年十月二	十八日	届出年月日
	2係る候補者については括弧内にその旨を記載したもの政党届出に係る候補者については当該候補者届出政党	主党	日本共産党	社会民主党	自由民主党	の名称
	は括弧内にその旨	石い田だ良った	む こ せ 慎‰	出で 島 _ま	竹覧 下記 わ	候補者に
	[を記載したま]	三でき	一 ¹⁵	づこ島	たる	氏なっ
	の 党	_ 根	川県	根県	根県	籍
		五島根県大田市長久町土江四五八番地	号ハイツ桧山荘二〇一島根県松江市西津田八丁目一四番九	島根県浜田市長沢町一七二番地八	号 東京都世田谷区下馬六丁目三○番八	住
		日昭和六年十二月一	十二日	二日昭和十九年一月十	月三日	生年月日
			団 体 役 員	政 党 役 員	政 党 役 員	職業

	平成15年10月28日	島	根	県	報	号外第 121 号	(4)
平成十五年十月二十八日発行平成十五年十月二十八日印刷							毎週火・金曜日発行
発 行 者							
島							
根							
県							
印 刷 松江市学園南 松陽印刷所発行所 松江市殿町 島 根 県 庁							
定価一箇月(金二千四百二十円(送料共)							